

令和6年3月

播磨町議会定例会議案



議案第 2 号

播磨町中小企業等振興基本条例制定の件

播磨町中小企業等振興基本条例を次のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

## 播磨町中小企業等振興基本条例

### (目的)

第1条 この条例は、中小企業等の振興に関する基本理念を定めるとともに、播磨町（以下「町」という。）の責務等を明らかにすることにより、中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ継続的に推進し、その経営基盤の強化並びに事業の持続的な成長及び発展を図り、もって地域経済の活性化及び町民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるもので、町内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、町内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 大型店 店舗面積が1,000平方メートルを超える小売店をいう。
- (4) 中小企業等 中小企業者、小規模企業者及び大型店をいう。
- (5) 中小企業等関係団体 商工会その他の中小企業等を支援する団体をいう。
- (6) 金融機関 銀行、信用金庫、信用組合その他の金融業を営む者をいう。

### (基本理念)

第3条 中小企業等の振興は、中小企業等の成長及び発展並びにその事業の持続的発展が図られることを旨として行われなければならない。

- 2 中小企業等の振興は、中小企業等の経営の向上及び改善に対する主体的な努力の促進を基本として行われなければならない。
- 3 中小企業等の振興は、中小企業等が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的な認識の下に行われなければならない。
- 4 中小企業等の振興は、国、兵庫県及び中小企業等関係団体の協力を得ながら、町、中小企業等及び町民が一体となって推進しなければならない。

### (町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念に基づき、中小企業等関係団体と連携を図りながら、中小企業等の意見を的確に反映するよう協議するとともに、中小企業等の振興に関する施策を実施するよう努めるものとする。

- 2 町は、前項の施策を実施するために必要な財政上の措置を講じ、中小企業等に対する支援を行うよう努めるものとする。
- 3 町は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、公正な競争性を確保しつつ、予算の適切な執行に留意しながら、町産品の利活用の促進及び地域社会の発展に取り組む中小企業等の受注機会の促進に努めるものとする。

### (中小企業等の役割)

第5条 中小企業等は、経済的及び社会的環境の変化に対応して、自主的な努力及び創意工夫により経営の向上に努めるものとする。

2 中小企業等は、地域社会の担い手として、その事業活動を通じ、地域経済の発展及び町民生活の向上に貢献するよう努めるものとする。

3 中小企業等は、地域経済の振興を図るため、町産品の積極的な利活用及び中小企業等関係団体に積極的に加入するよう努めるものとする。

(中小企業等関係団体の役割)

第6条 中小企業等関係団体は、第3条の基本理念に基づき、中小企業等の経営の向上及び改善に資するため、相互に連携を図りながら積極的な支援を行うよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、第3条の基本理念に基づき、中小企業等の経営努力を支援するよう努めるとともに、町が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(町民の役割)

第8条 町民は、中小企業等が地域社会の発展及び住民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、町内で生産、製造及び加工される製品の購買又は消費並びに町内で提供されるサービス等の利用により、中小企業等の成長発展を促すよう努めるものとする。

(経営の向上及び改善)

第9条 町及び中小企業等関係団体は、中小企業等の経営の向上及び改善のため、新たな商品又は役務の開発及び販路の開拓のための支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(新事業展開の促進)

第10条 町及び中小企業等関係団体は、中小企業等による新たな事業展開の促進を図るため、中小企業等がその事業基盤を町内に維持しつつ行う国内外における事業展開への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(人材の確保及び育成)

第11条 町及び中小企業等関係団体は、中小企業等の事業活動を担う人材の確保及び育成を図るため、雇用の促進並びに職業能力の開発及び向上のための支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(資金の円滑な供給)

第12条 町は、中小企業等に対して資金の円滑な供給を図るため、融資制度及び信用補完事業の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(評価及び検証)

第13条 町は、中小企業等関係団体と連携し、中小企業等の振興に関する施策の成果を評価及び検証し、定期的に見直すものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

播磨町長等の損害賠償責任の上限を定める条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町長等の損害賠償責任の上限を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

播磨町長 佐伯謙作

## 播磨町長等の損害賠償責任の上限を定める条例の一部を改正する条例

播磨町長等の損害賠償責任の上限を定める条例（令和2年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 4 号

播磨町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

播磨町長 佐伯謙作



播磨町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(播磨町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 播磨町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第13条の見出し中「期末手当」を「フルタイム会計年度任用職員の期末手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第13条の2 給与条例第27条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

第21条の見出し中「期末手当」を「パートタイム会計年度任用職員の期末手当」に改め、同条第1項中「この条」の次に「及び次条」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第21条の2 給与条例第27条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第27条第2項第1号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

別表に次のように加える。

38	222,700円
39	223,600円
40	224,500円
41	225,400円

42	226,300円
43	227,200円
44	228,100円
45	228,900円
46	229,800円
47	230,700円
48	231,500円
49	231,800円
50	232,600円
51	233,300円
52	233,900円
53	234,500円
54	235,200円
55	235,800円
56	236,300円
57	236,800円
58	237,300円
59	237,800円
60	238,400円
61	238,900円
62	239,400円
63	239,900円
64	240,400円

65	240,900円
66	241,400円
67	241,800円
68	242,300円
69	242,800円
70	243,300円
71	243,800円
72	244,300円
73	244,700円
74	245,200円
75	245,600円
76	246,000円
77	246,400円
78	246,800円
79	247,200円
80	247,600円
81	248,000円
82	248,500円
83	248,800円
84	249,100円
85	249,400円
86	249,700円
87	250,600円

88	251,500円
89	252,400円
90	253,300円
91	254,100円
92	254,900円
93	255,600円
94	256,700円
95	257,900円
96	259,000円
97	260,200円
98	261,400円
99	262,500円
100	263,600円
101	264,700円
102	265,800円

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（次条において「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 5 号

播磨町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

## 播磨町介護保険条例の一部を改正する条例

播磨町介護保険条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「33,000円」を「31,668円」に改め、同項第2号中「42,900円」を「47,676円」に改め、同項第3号中「49,500円」を「48,024円」に改め、同項第4号中「56,100円」を「59,160円」に改め、同項第5号中「66,000円」を「69,600円」に改め、同項第6号中「75,900円」を「80,040円」に改め、同項第7号中「82,500円」を「87,000円」に改め、同項第8号中「99,000円」を「104,400円」に改め、同項第9号中「112,200円」を「118,320円」に改め、同号ア中「400万円未満」を「420万円未満」に改め、同項第10号中「118,800円」を「132,240円」に改め、同号ア中「400万円以上600万円未満」を「420万円以上520万円未満」に改め、同項第11号中「132,000円」を「146,160円」に改め、同号ア中「600万円以上800万円未満」を「520万円以上620万円未満」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「若しくは第13号イ」を加え、同項第12号中「138,600円」を「160,080円」に改め、同号ア中「800万円以上1,000万円未満」を「620万円以上800万円未満」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同項第13号中「145,200円」を「174,000円」に改め、同号を同項第14号とし、同項第12号の次に次の1号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 167,040円

ア 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満である者であって、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第6条第3項中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ若しくは第13号イ」に改め、同項中「第1号から第12号まで」を「第1号から第13号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の播磨町介護保険条例第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 6 号

播磨町漁港管理条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町漁港管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

## 播磨町漁港管理条例の一部を改正する条例

播磨町漁港管理条例（平成14年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



議案第 7 号

播磨町防災会議条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町防災会議条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

## 播磨町防災会議条例の一部を改正する条例

播磨町防災会議条例（昭和40年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削る。

第3条第5項第5号中「各」を削り、「委員長」を「代表者」に改め、同項第6号中「代表理事組合長」を「代表者」に改め、同項第11号中「を構成する者又は学識経験のある者」を「代表者」に改める。

第5条第2項中「兵庫県の職員、」の次に「播磨」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 8 号

播磨町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

播磨町長 佐伯謙作

## 播磨町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

播磨町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和50年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 9 号

播磨町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

## 播磨町水道事業給水条例の一部を改正する条例

播磨町水道事業給水条例（昭和50年条例第12号）の一部を次のように改正する。  
第12条第1項及び第23条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 10 号

兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和6年4月1日付けで丹波少年自然の家事務組合の兵庫県市町村職員退職手当組合からの脱退及び識見を有する者のうちから選任された監査委員の任期の改正に伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合格約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

播磨町長 佐伯謙作

兵庫県市町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合格約（昭和30年兵庫県告示第197号の12）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「3年」を「4年」に改める。

別表第1号表中「、丹波少年自然の家事務組合」を削る。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 11 号

令和5年度播磨町一般会計補正予算（第9号）

令和5年度播磨町の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,651万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億4,083万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年2月27日提出

播磨町長 佐伯謙作



第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町税		5,629,972	60,000	5,689,972
	1 町民税	2,103,660	60,000	2,163,660
2 地方譲与税		114,308	△ 864	113,444
	1 地方揮発油譲与税	17,553	△ 864	16,689
3 利子割交付金		2,070	290	2,360
	1 利子割交付金	2,070	290	2,360
4 配当割交付金		48,840	△ 8,570	40,270
	1 配当割交付金	48,840	△ 8,570	40,270
5 株式等譲渡所得割交付金		31,020	16,920	47,940
	1 株式等譲渡所得割交付金	31,020	16,920	47,940
6 法人事業税交付金		67,620	△ 1,430	66,190
	1 法人事業税交付金	67,620	△ 1,430	66,190
7 地方消費税交付金		796,418	△ 51,391	745,027
	1 地方消費税交付金	796,418	△ 51,391	745,027
8 環境性能割交付金		10,239	3,649	13,888
	1 環境性能割交付金	10,239	3,649	13,888
10 地方交付税		1,223,676	82,153	1,305,829
	1 地方交付税	1,223,676	82,153	1,305,829
11 交通安全対策特別交付金		5,534	△ 1,308	4,226
	1 交通安全対策特別交付金	5,534	△ 1,308	4,226
13 使用料及び手数料		92,378	△ 830	91,548
	1 使用料	56,701	△ 597	56,104
	2 手数料	35,677	△ 233	35,444
14 国庫支出金		2,245,658	202,971	2,448,629
	1 国庫負担金	1,452,116	12,502	1,464,618
	2 国庫補助金	785,933	190,544	976,477
	3 委託金	7,609	△ 75	7,534

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		1,089,242	△ 117,923	971,319
	1 県負担金	739,419	△ 18,578	720,841
	2 県補助金	286,548	△ 99,312	187,236
	3 委託金	63,275	△ 33	63,242
16 財産収入		58,691	2,526	61,217
	1 財産運用収入	57,689	2,526	60,215
17 寄附金		18,801	100	18,901
	1 寄附金	18,801	100	18,901
18 繰入金		1,157,232	△ 582,687	574,545
	1 基金繰入金	1,144,182	△ 582,427	561,755
	2 財産区繰入金	13,050	△ 260	12,790
20 諸収入		263,721	21,083	284,804
	1 延滞金加算金及び過料	8,480	3,000	11,480
	5 雑入	239,295	18,083	257,378
21 町債		212,669	228,800	441,469
	1 町債	212,669	228,800	441,469
歳入合計		13,187,346	△ 146,511	13,040,835

## 2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		131,370	△ 5,100	126,270
	1 議会費	131,370	△ 5,100	126,270
2 総務費		1,676,570	△ 23,782	1,652,788
	1 総務管理費	1,385,859	△ 5,209	1,380,650
	2 徴税費	135,243	△ 500	134,743
	3 戸籍住民基本台帳費	116,374	△ 8,113	108,261
	4 選挙費	36,407	△ 9,960	26,447
	5 統計調査費	1,544	0	1,544
3 民生費		5,461,820	△ 97,644	5,364,176
	1 社会福祉費	3,424,260	△ 146,453	3,277,807
	2 児童福祉費	2,037,359	48,809	2,086,168

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		1,057,067	△ 61,262	995,805
	1 保健衛生費	644,327	△ 34,025	610,302
	2 清掃費	412,740	△ 27,237	385,503
6 農林水産業費		66,300	△ 4,421	61,879
	1 農業費	51,020	△ 4,321	46,699
	2 水産業費	15,280	△ 100	15,180
7 商工費		59,459	△ 1,900	57,559
	1 商工費	59,459	△ 1,900	57,559
8 土木費		1,221,325	△ 104,356	1,116,969
	1 土木管理費	121,135	△ 11,500	109,635
	2 道路橋りょう費	187,312	△ 33,900	153,412
	4 都市計画費	893,040	△ 58,720	834,320
	5 住宅費	5,082	△ 236	4,846
9 消防費		540,312	△ 6,637	533,675
	1 消防費	540,312	△ 6,637	533,675
10 教育費		1,917,138	165,530	2,082,668
	1 教育総務費	412,373	△ 21,574	390,799
	2 小学校費	271,711	△ 30,783	240,928
	3 中学校費	135,105	262,460	397,565
	4 幼稚園費	357,708	△ 25,563	332,145
	5 社会教育費	310,649	△ 17,814	292,835
	6 保健体育費	429,592	△ 1,196	428,396
12 公債費		1,005,138	△ 6,939	998,199
	1 消防費	1,005,138	△ 6,939	998,199
歳 出 合 計		13,187,346	△ 146,511	13,040,835

第2表 繰越明許費補正  
追 加

款	項	事業名	金額(千円)
2 総務費	1 総務管理費	公有財産管理事業	3,315
		庁舎整備事業	8,690
3 民生費	1 社会福祉費	福祉会館管理運営事業	1,900
		福祉会館改修事業	5,876
	2 児童福祉費	子ども・子育て支援事業計画策定事業	6,375
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	654
6 農林水産業費	1 農業費	上の池堤体整備事業	14,634
8 土木費	1 土木管理費	町道未登記処理事業	11,885
9 消防費	1 消防費	能登半島地震災害支援事業	4,457
10 教育費	3 中学校費	播磨南中学校西校舎大規模改造事業	281,616
	4 幼稚園費	播磨幼稚園園庭拡張事業	28,136

第3表 地方債補正  
追 加

起債の目的	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
中学校事業 播磨南中学校 西校舎大規模 改造事業債	千円  228,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内と する。 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しが行われ た場合において は、当該見直し 後の利率とす る。	据置期間5年を含 み償還期限を25年 以内とし、その他は 借入先の融資条件に よる。 ただし、町財政の 都合により据置期間 及び償還期限を短縮 し、又は繰上償還若 しくは低利に借り換 えることができる。

議案第 12 号

令和5年度播磨町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度播磨町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,635万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億1,948万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月27日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 県支出金		2,627,193	40,328	2,667,521
	3 県負担金・補助金	2,627,192	40,328	2,667,520
9 財産収入		1,048	356	1,404
	1 財産運用収入	1,048	356	1,404
10 繰入金		355,467	△ 8,689	346,778
	1 繰入金	355,467	△ 8,689	346,778
12 諸収入		13,887	4,357	18,244
	1 延滞金加算金及び過料	12,813	△ 3,800	9,013
	2 雑入	1,074	8,157	9,231
歳入	合計	3,583,130	36,352	3,619,482

## 2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		36,618	△ 600	36,018
	1 総務管理費	32,058	△ 600	31,458
2 保険給付費		2,550,886	35,440	2,586,326
	1 療養諸費	2,210,207	27,132	2,237,339
	2 高額療養費	324,642	12,918	337,560
	5 出産育児諸費	12,506	△ 3,500	9,006
	8 傷病手当金	1,110	△ 1,110	0
8 保健事業費		43,000	△ 2,443	40,557
	1 保健事業費	17,356	△ 200	17,156
	2 特定健康診査等事業費	22,033	△ 1,500	20,533
	3 人間ドック健康診査事業費	3,611	△ 743	2,868
9 基金積立金		31,974	356	32,330
	1 基金積立金	31,974	356	32,330
10 諸支出金		17,376	3,599	20,975
	1 諸支出金	17,376	3,599	20,975
歳出	合計	3,583,130	36,352	3,619,482

議案第 13 号

令和5年度播磨町財産区特別会計補正予算（第2号）

令和5年度播磨町の財産区特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ130万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,098万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月27日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 本荘村財産区財産収入		68,274	△ 1,300	66,974
	1 財産売払収入	65,250	△ 1,300	63,950
歳入	合計	1,332,280	△ 1,300	1,330,980

2 歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 本荘村財産区費		68,274	△ 1,300	66,974
	1 諸支出金	68,274	△ 1,300	66,974
歳出	合計	1,332,280	△ 1,300	1,330,980



議案第 14 号

令和5年度播磨町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度播磨町の介護保険事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億4,525万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億9,497万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月27日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		603,127	600	603,727
	1 介護保険料	603,127	600	603,727
4 国庫支出金		688,626	△ 55,314	633,312
	1 国庫負担金	539,072	△ 49,636	489,436
	2 国庫補助金	149,554	△ 5,678	143,876
5 支払基金交付金		814,222	△ 65,418	748,804
	1 支払基金交付金	814,222	△ 65,418	748,804
6 県支出金		431,124	△ 30,150	400,974
	1 県負担金	408,323	△ 30,801	377,522
	2 県補助金	22,801	651	23,452
7 財産収入		331	140	471
	1 財産運用収入	331	140	471
8 繰入金		614,587	△ 95,109	519,478
	1 一般会計繰入金	500,133	△ 33,836	466,297
	2 基金繰入金	114,454	△ 61,273	53,181
歳入合計		3,240,228	△ 245,251	2,994,977

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		79,283	△ 3,100	76,183
	1 総務管理費	61,285	△ 3,100	58,185
2 保険給付費		2,915,065	△ 247,499	2,667,566
	1 介護サービス等諸費	2,630,871	△ 229,621	2,401,250
	2 介護予防サービス等諸費	137,098	△ 1,078	136,020
	5 特定入所者介護サービス等費	67,623	△ 16,800	50,823
4 地域支援事業費		154,153	5,208	159,361
	3 介護予防・生活支援サービス事業費	93,763	5,208	98,971
5 基金積立金		15,279	140	15,419
	1 基金積立金	15,279	140	15,419
歳出合計		3,240,228	△ 245,251	2,994,977

議案第 15 号

令和5年度播磨町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度播磨町の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ559万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,324万3千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月27日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		420,348	△ 5,606	414,742
	1 後期高齢者医療保険料	420,348	△ 5,606	414,742
2 繰入金		102,777	12	102,789
	1 一般会計繰入金	102,777	12	102,789
歳入合計		538,837	△ 5,594	533,243

2 歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		533,813	△ 5,594	528,219
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	533,813	△ 5,594	528,219
歳出合計		538,837	△ 5,594	533,243

議案第 16 号

令和5年度播磨町水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和5年度播磨町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	682,111	△21,800	660,311
第1項 営業費用	652,038	△17,700	634,338
第2項 営業外費用	19,573	△4,100	15,473

第3条 予算第4条本文括弧中「636,654千円」を「566,654千円」に改め、「54,402千円」を「47,837千円」に改め、次に「減債積立金52,774千円」を加え、「451,686千円」を「335,477千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	379,234	△1,900	377,334
第2項 負担金	85,234	△1,900	83,334

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	1,015,888	△71,900	943,988
第1項 建設改良費	674,408	△71,900	602,508

令和6年2月27日提出

播磨町長 佐伯謙作

議案第 17 号

令和5年度播磨町下水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和5年度播磨町下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	912,200	△20,100	892,100
第1項 営業費用	787,263	△2,800	784,463
第2項 営業外費用	81,996	△5,000	76,996
第3項 特別損失	32,941	△12,300	20,641

第3条 予算第4条本文括弧中「275,180千円」を「269,380千円」に改め、「23,641千円」を「22,959千円」に改め、次に「減債積立金99,798千円」を加え、「233,845千円」を「128,929千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	528,713	△1,700	527,013
第1項 企業債	256,900	△1,700	255,200

支出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	803,893	△7,500	796,393
第1項 建設改良費	321,636	△7,500	314,136

第4条 予算第6条に定めた企業債の限度額を次のように改める。

補正前

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
2 流域下水道事業	千円 24,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 とする。	据置期間5年を含み償還期限を40年以内とし、その他は借入先の融資条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。

補正後

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
2 流域下水道事業	千円 35,800	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前に同じ

令和6年2月27日提出

播磨町長 佐伯謙作

議案第 18 号

令和6年度播磨町一般会計予算

令和6年度播磨町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ130億6,584万1千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬(会計年度任用職員分に限る。)、給料、職員手当、共済費及び旅費(会計年度任用職員の通勤手当相当分に限る。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月27日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 町税		5,684,507
	1 町民税	2,175,910
	2 固定資産税	2,751,197
	3 軽自動車税	85,600
	4 町たばこ税	170,200
	5 都市計画税	501,600
2 地方譲与税		109,689
	1 地方揮発油譲与税	17,952
	2 自動車重量譲与税	53,897
	3 特別とん譲与税	34,000
	4 森林環境譲与税	3,840
3 利子割交付金		2,620
	1 利子割交付金	2,620
4 配当割交付金		40,310
	1 配当割交付金	40,310
5 株式等譲渡所得割交付金		47,940
	1 株式等譲渡所得割交付金	47,940
6 法人事業税交付金		66,150
	1 法人事業税交付金	66,150
7 地方消費税交付金		771,952
	1 地方消費税交付金	771,952
8 環境性能割交付金		16,277
	1 環境性能割交付金	16,277
9 地方特例交付金		68,791
	1 地方特例交付金	68,791
10 地方交付税		1,295,100
	1 地方交付税	1,295,100



(単位：千円)

款	項	金額
11 交通安全対策特別交付金		4,225
	1 交通安全対策特別交付金	4,225
12 分担金及び負担金		34,827
	2 負担金	34,827
13 使用料及び手数料		85,448
	1 使用料	49,341
	2 手数料	36,107
14 国庫支出金		1,775,730
	1 国庫負担金	1,415,721
	2 国庫補助金	352,678
	3 委託金	7,331
15 県支出金		1,039,574
	1 県負担金	747,202
	2 県補助金	235,687
	3 委託金	56,685
16 財産収入		62,714
	1 財産運用収入	61,711
	2 財産売却収入	1,003
17 寄附金		2,106
	1 寄附金	2,106
18 繰入金		1,131,381
	1 基金繰入金	1,131,380
	2 財産区繰入金	1
19 繰越金		1
	1 繰越金	1
20 諸収入		337,199
	1 延滞金加算金及び過料	12,920

(単位：千円)

款	項	金額
	2 町預金利子	4
	3 貸付金元利収入	6,292
	4 受託事業収入	6,872
	5 雑入	311,111
21 町債		489,300
	1 町債	489,300
歳入合計		13,065,841

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		133,607
	1 議会費	133,607
2 総務費		1,700,665
	1 総務管理費	1,438,365
	2 徴税費	138,976
	3 戸籍住民基本台帳費	120,864
	4 選挙費	1,011
	5 統計調査費	675
	6 監査委員費	774
3 民生費		5,044,052
	1 社会福祉費	2,866,065
	2 児童福祉費	2,177,786
	3 災害救助費	201
4 衛生費		873,443
	1 保健衛生費	464,722
	2 清掃費	408,721
5 労働費		19,596
	1 労働諸費	19,596
6 農林水産業費		216,926
	1 農業費	152,782
	2 水産業費	64,144
7 商工費		56,502
	1 商工費	56,502
8 土木費		1,185,971
	1 土木管理費	114,545
	2 道路橋りょう費	217,157
	3 河川費	11,756

(単位：千円)

款	項	金額
	4 都市計画費	837,838
	5 住宅費	4,675
9 消防費		519,915
	1 消防費	519,915
10 教育費		2,293,206
	1 教育総務費	478,665
	2 小学校費	301,217
	3 中学校費	150,962
	4 幼稚園費	493,907
	5 社会教育費	348,727
	6 保健体育費	519,728
12 公債費		991,958
	1 公債費	991,958
14 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳 出 合 計		13,065,841

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
総合計画策定事業	令和6年度 ～ 令和7年度	17,160千円
戸籍情報システム管理事業	令和7年度	10,054千円
証明書コンビニ交付事業	令和6年度 ～ 令和7年度	5,060千円
学童保育事業（播磨学童増設分）	令和7年度 ～ 令和8年度	13,552千円
都市計画変更業務委託事業	令和7年度	13,255千円
学校給食事業（調理配送等業務委託料（播磨南中学校及び播磨南小学校分）	令和6年度 ～ 令和11年度	253,080千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防犯対策事業 見守りカメラ設置事業債	千円 89,600	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内とする。 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しが行われた場合には、当該見直し後の利率とする。	据置期間5年を含み償還期限を25年以内とし、その他は借入先の融資条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
農業事業 大池改修事業債	98,400			
道路橋りょう事業 道路改修事業債	45,000			
都市計画事業 都市公園改修事業債	27,000			
小学校事業 小学校屋内運動場空調設備整備事業債	34,700			
中学校事業 中学校屋内運動場空調設備整備事業債	17,300			
幼稚園事業 播磨幼稚園園庭拡張事業債	138,300			
臨時財政対策債	39,000			

議案第 19 号

令和6年度播磨町国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度播磨町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億8,682万5千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月27日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		519,346
	1 国民健康保険税	519,346
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
6 県支出金		2,562,212
	3 県負担金・補助金	2,562,212
9 財産収入		2,120
	1 財産運用収入	2,120
10 繰入金		389,607
	1 繰入金	389,607
11 繰越金		1
	1 繰越金	1
12 諸収入		13,538
	1 延滞金加算金及び過料	12,466
	2 雑入	1,072
歳入合計		3,486,825



## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		49,935
	1 総務管理費	44,476
	2 徴税費	4,844
	3 国民健康保険団体連合会負担金	273
	4 運営協議会費	342
2 保険給付費		2,484,749
	1 療養諸費	2,154,852
	2 高額療養費	314,970
	4 葬祭費	2,400
	5 出産育児諸費	12,506
	6 移送費	1
	7 結核医療諸費	20
8 保健事業費		39,244
	1 保健事業費	12,703
	2 特定健康診査等事業費	22,930
	3 人間ドック健康診査事業費	3,611
9 基金積立金		2,121
	1 基金積立金	2,121
10 諸支出金		3,436
	1 諸支出金	3,436
11 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
13 国民健康保険事業費納付金		906,340
	1 医療給付費分	634,318
	2 後期高齢者支援金等分	202,013
	3 介護納付金分	70,009
歳 出 合 計		3,486,825

議案第 20 号

令和6年度播磨町財産区特別会計予算

令和6年度播磨町の財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億7,628万3千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月27日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 本荘村財産区財産収入		54,130
	1 財産売払収入	1
	2 繰越金	54,123
	3 諸収入	6
2 古宮村財産区財産収入		708,295
	1 財産売払収入	1
	2 繰越金	706,989
	3 諸収入	1,305
3 二子村財産区財産収入		303,915
	1 財産売払収入	1
	2 繰越金	303,356
	3 諸収入	558
4 野添村財産区財産収入		106,209
	1 財産売払収入	1
	2 繰越金	105,989
	3 諸収入	219
5 大中村財産区財産収入		78,294
	1 財産売払収入	1
	2 繰越金	78,146
	3 諸収入	147
6 古田村財産区財産収入		1,273
	1 財産売払収入	1
	2 繰越金	1,269
	3 諸収入	3
7 宮西村財産区財産収入		24,167
	1 財産売払収入	1
	2 繰越金	24,121

(単位：千円)

款	項	金額
	3 諸収入	45
歳入合計		1,276,283

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 本荘村財産区費		54,130
	1 諸支出金	54,130
2 古宮村財産区費		708,295
	1 諸支出金	708,295
3 二子村財産区費		303,915
	1 諸支出金	303,915
4 野添村財産区費		106,209
	1 諸支出金	106,209
5 大中村財産区費		78,294
	1 諸支出金	78,294
6 古田村財産区費		1,273
	1 諸支出金	1,273
7 宮西村財産区費		24,167
	1 諸支出金	24,167
歳 出 合 計		1,276,283

議案第 21 号

令和6年度播磨町介護保険事業特別会計予算

令和6年度播磨町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億5,397万3千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月27日提出

播磨町長 佐伯謙作

# 第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		605,628
	1 介護保険料	605,628
2 分担金及び負担金		470
	1 負担金	470
3 使用料及び手数料		30
	2 手数料	30
4 国庫支出金		659,225
	1 国庫負担金	515,507
	2 国庫補助金	143,718
5 支払基金交付金		788,839
	1 支払基金交付金	788,839
6 県支出金		421,419
	1 県負担金	396,699
	2 県補助金	24,720
7 財産収入		712
	1 財産運用収入	712
8 繰入金		577,644
	1 一般会計繰入金	482,843
	2 基金繰入金	94,801
9 繰越金		1
	1 繰越金	1
10 諸収入		5
	1 延滞金・加算金及び過料	2
	3 雑入	3
歳入合計		3,053,973

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		75,995
	1 総務管理費	57,350
	2 徴収費	2,813
	3 介護認定審査会費	15,832
2 保険給付費		2,806,790
	1 介護サービス等諸費	2,517,961
	2 介護予防サービス等諸費	153,510
	3 その他諸費	2,606
	4 高額介護サービス等費	67,604
	5 特定入所者介護サービス等費	53,534
	6 高額医療合算介護サービス等費	11,575
4 地域支援事業費		169,174
	1 一般介護予防事業費	5,627
	2 包括的支援事業・任意事業費	53,853
	3 介護予防・生活支援サービス事業費	109,327
	4 その他諸費	367
5 基金積立金		713
	1 基金積立金	713
7 諸支出金		301
	1 償還金及び還付加算金	301
8 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		3,053,973



議案第 22 号

令和6年度播磨町後期高齢者医療事業特別会計予算

令和6年度播磨町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億6,706万1千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月27日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		450,579
	1 後期高齢者医療保険料	450,579
2 繰入金		116,124
	1 一般会計繰入金	116,124
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		357
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	356
歳入合計		567,061

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		4,230
	1 総務管理費	2,089
	2 徴収費	2,141
2 後期高齢者医療広域連合納付金		562,375
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	562,375
3 諸支出金		356
	1 償還金及び還付加算金	356
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		567,061

議案第 23 号

令和6年度播磨町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度播磨町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水栓数	17,121 栓
(2) 年間総給水量	3,398,380 m <sup>3</sup>
(3) 1日平均給水量	9,311 m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	724,353 千円
第1項 営業収益	616,103 千円
第2項 営業外収益	108,249 千円
第3項 特別利益	1 千円

支 出

第1款 水道事業費用	674,723 千円
第1項 営業費用	652,410 千円
第2項 営業外費用	11,813 千円
第3項 特別損失	500 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額99,661千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額31,157千円、過年度分損益勘定留保資金68,504千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	559,278 千円
第1項 企業債	468,200 千円
第2項 負担金	91,078 千円
第3項 固定資産売却代金	0 千円
第4項 投資有価証券償還金	0 千円

支 出

第1款 資本的支出	658,939 千円
第1項 建設改良費	415,718 千円
第2項 企業債償還金	143,221 千円
第3項 投資	100,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業 (建設改良事業)	千円 468,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 とする。	据置期間5年を含み 償還期限を40年以 内とし、その他は借 入先の融資条件によ る。 ただし、町財政の都 合により据置期間及 び償還期限を短縮 し、又は繰上償還若 しくは低利に借り換 えることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内での各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 89,968千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、23,377千円と定める。

令和6年2月27日提出

播磨町長 佐伯謙作

議案第 24 号

令和6年度播磨町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度播磨町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	14,430戸
(2) 年 間 総 排 水 量	2,949,000m <sup>3</sup>
(3) 1日平均排水量	8,079m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	944,255千円
第1項 営 業 収 益	436,686千円
第2項 営 業 外 収 益	507,569千円

支 出

第1款 下水道事業費用	915,811千円
第1項 営 業 費 用	827,978千円
第2項 営 業 外 費 用	66,826千円
第3項 特 別 損 失	11,007千円
第4項 予 備 費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額291,289千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額68,431千円、過年度分損益勘定留保資金56,435千円、当年度分損益勘定留保資金166,423千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	1,001,779千円
第1項 企 業 債	583,900千円
第2項 負 担 金 等	796千円
第3項 出 資 金	128,751千円
第4項 補 助 金	288,332千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	1,293,068千円
第1項 建 設 改 良 費	828,722千円
第2項 企 業 債 償 還 金	464,346千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 公共下水道事業	千円 547,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以 内とする。	据置期間5年を含み償還 期限を40年以内とし、そ の他は借入先の融資条件 による。 ただし、町財政の都合によ り据置期間及び償還期限 を短縮し、又は繰上償還若 しくは低利に借り換える ことができる。
2 流域下水道事業	千円 36,900			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

39,519千円

(他会計からの繰入金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受け入れる金額は、457,018千円である。

令和6年2月27日提出

播磨町長 佐伯謙作